

特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針

平成17年10月11日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特区において講じられた規制の特例措置については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定。いわゆる「骨太の方針2003」。)において「評価のための委員会で特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる」とされている。これを踏まえ、平成15年7月に構造改革特別区域推進本部令(平成15年政令第326号)を制定し、本部の下に評価委員会を設置した。また、昨年2月に構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定。以下、「基本方針」という。)を改定し、特区において講じられた規制の特例措置の評価のプロセス・方法を具体化した。

評価委員会は、この基本方針に基づき、規制所管省庁が行った調査の結果に加え、特区の現地視察を含む独自の調査や規制所管省庁からの意見聴取を行い、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見」(平成17年度上半期分)をとりまとめ、9月1日に本部長に提出した。

本部は、評価委員会の意見を踏まえ、特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 評価

規制の特例措置の評価の結果は以下のとおりである。

ア) 地域を限定することなく全国において実施

構造改革特区において講じられた規制の特例措置のうち、別表1に掲げられた規制の特例措置については、弊害が生じないと認められる場合(基本方針2.(2)ア)a)に該当するため、地域を限定することなく全国において実施する。全国展開の実施の時期、内容は別表1のとおりである。

イ) 引き続き当該地域特性を有する地域に限定して適用 該当なし

ウ) 規制の特例措置の廃止 該当なし

2. 今後の対応方針

「地域を限定することなく全国において実施」と評価された上記の規制の特例措置については、基本方針の別表1から削除するとともに、別表1に示された実施時期、全国展開の実施内容を基本方針の別表2として追加する。

規制所管省庁は、基本方針の別表2に追加した規制の特例措置を定める法律、政省令、訓令又は通達（以下「法令等」という。）の改正等を行う。その改正等案を作成するに当たっては規制所管省庁は、基本方針の別表2に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

なお、規制所管省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、基本方針の別表2に即して法令等の改正等を行った場合においても実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

3. 今後の評価の進め方

、 に掲げる規制の特例措置については、それぞれ平成17年度下半期、平成18年度上半期、平成18年度下半期に評価を行うこととする。また、 に掲げる規制の特例措置については、規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行うこととする。これらについての評価委員会の今後の評価の進め方については別表2のとおりとする。いずれについても、当該評価の時期に評価が適確に行われるよう規制所管省庁は調査に当たって、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握することとする。

平成17年度下半期の評価対象

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

平成18年度上半期の評価対象

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業
811 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業
828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業
906 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

- 9 2 0 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- 9 2 5 日額単位を適用した施設訓練等支援事業
- 9 2 6 日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業
- 1 2 0 5 (1 2 1 4) 重量物輸送効率化事業

平成 1 8 年度下半期の評価対象

- 1 3 0 4 (1 3 0 5) 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業

規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行うもの

- 8 3 2 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業

別表1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
908(912)	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受け入れ事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、調理業務を担う者の外部からの派遣を認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	通知	平成17年度中に措置	厚生労働省
909(917)	障害児施設における調理業務の外部委託事業	知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	通知	平成17年度中に措置	厚生労働省
915	耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業	地方公共団体が、平屋建の社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置等の要件を満たし、かつ、専門家等の意見聴取を行うことにより、必要な安全性を有すると総合的に判断した場合には、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。	全部	本特例措置により実現している内容を確保すること。 なお、弊害の予防措置については、その要件を明確化し、必要最小限のものとする。	省令、通知	平成18年4月1日までに措置	厚生労働省
1102	中心市街地における商業の活性化事業	大規模小売店舗の新設及び変更の際の届出の後、8ヶ月間の新設及び変更を制限する規定を適用除外とする等、届出に関する立地手続きを簡素化する。	全部	規制所管省庁によれば、中心市街地の活性化のために、中心市街地活性化法を改正する方向であることである。当該法改正において、規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	法律	遅くとも平成18年度中に措置	経済産業省

1215	地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業	NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨を明らかにする。	全部	<p>特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。その際、特区の認定申請に代える手続きとして、事業を実施しようとする地方公共団体が、各要件を充足しているかどうか判断した上、当該地方公共団体の所在する地域を管轄する免許行政庁に対して、当該事業を行う旨事前に連絡し、当該免許行政庁から要件に明らかに反していないか、確認を受けるものとする。</p> <p>なお、規制所管省庁は、</p> <p>(1) 仮に以上の要件を充足しても、宅地建物取引業法上の媒介行為を無免許で行うことが認められるものではないこと</p> <p>(2) 情報提供等の事業の実施に際しては、当該事業の円滑な実施を図る観点から、地域の宅地建物取引業者等に当該事業を行う旨連絡しておくことが望ましいこと</p> <p>を特例の全国展開に伴い周知を図りたいとしているが、これらの事項が実質的な要件の追加とならないようにすること。</p>	通知	平成17年度中に措置	国土交通省
1301・1302	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業	国立・国定公園内で、地域活性化に資する催しのために一時的に行われる風致又は風景の維持に支障のない行為について、特別地域における許可及び普通地域における届出を要しないこととする。	全部	<p>地方公共団体が、風致の維持への配慮や原状回復が確実に行われる体制・内容を記載した「催しの計画」を国立公園にあっては環境省(本年10月以降は環境省の地方支分部局、以下同じ)に、国定公園にあっては都道府県に提出することにより、特区における規制の特例措置と同様に、当該計画に基づく国立・国定公園の特別地域又は普通地域内で行われる地域活性化に資する催しに係る行為であって、原状回復が可能な場所において一時的に行われる風致の維持上支障が少ない行為についての許可・届出を要しないこととする。</p> <p>当該「催しの計画」は、特区計画と同様に包括的なものとし、「催しの計画」に記載された個々の催しの実施前に、催しの実施者は、その催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を環境省又は都道府県に通知すれば足りることとする。</p>	省令	平成17年度中に措置	環境省
1304(1305)	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	再生利用認定制度(リサイクル対象品について、環境大臣認定により、廃棄物処理に係る業、施設の許可を不要とする枠組み)の対象品目を拡大する。(廃タイヤを製鉄原料として利用する場合、 廃木材(除湿の措置を講じたものに限る)を製鉄原料として利用する場合)	一部	<p>廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。</p>	告示	平成17年度中に措置	環境省

別表2 評価委員会の今後の評価の進め方

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
806	三歳未満児に係る幼稚園入園事業	幼稚園に入園できる時期を、満三歳からとしているところを、満三歳に達する年度の当初とする。	規制所管省庁によれば、その発達段階上、親や保育者への依存度の高い2歳児に対して集団的教育を行うことについては、弊害の懸念があるものの、幼稚園における子育て支援の方策の充実が重要と考えており、幼稚園での2歳児の受入れについて、幼児の健全な育ちの視点と保護者や地域のニーズの視点の双方を踏まえ、より良い形態や条件について検討を進めたい、とのことである。また、専門部会においても、子育て支援の方策として、地域のニーズが多くあることなどを踏まえ、全国展開を検討すべきとの報告がなされるとともに、施設設備・人員配置の問題、公的負担の問題、子育て支援センター的な機能の在り方などについて併せて検討すべきとの意見があった。 このため、規制所管省庁は、地域の子育て支援の充実のために、専門部会での指摘も踏まえ今年度中に本特例措置の全国展開の方策を検討した上で、平成18年度当初の2歳児の入園状況を検証し、その結果について、平成18年度上半期に評価委員会に報告を行うこと。その上で、平成18年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成18年度上半期	文部科学省
811	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、校地面積を減することができる。	評価委員会及び規制所管省庁の調査結果によれば、いずれの大学も、学生が入学してから1ヶ月を経過したのみであり、成果や弊害が判断できる状況になっていないと回答する自治体が多数であった。このため、規制所管省庁は、学校運営の展開の中で実際の弊害があるか、調査を行うこと。その上で、平成18年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成18年度上半期	文部科学省
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができる。	評価委員会及び規制所管省庁の調査結果によれば、いずれの大学も、学生が入学してから1ヶ月を経過したのみであり、成果や弊害が判断できる状況になっていないと回答する自治体が多数であった。このため、規制所管省庁は、学校運営の展開の中で実際の弊害があるか、調査を行うこと。その上で、平成18年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成18年度上半期	文部科学省
829	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができる。	評価委員会及び規制所管省庁の調査結果によれば、いずれの大学も、学生が入学してから1ヶ月を経過したのみであり、成果や弊害が判断できる状況になっていないと回答する自治体が多数であった。このため、規制所管省庁は、学校運営の展開の中で実際の弊害があるか、調査を行うこと。その上で、平成18年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成18年度上半期	文部科学省

906	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業	知的障害者及び障害児が、指定介護事業所、身体障害者デイサービス事業所及び在宅知的障害者デイサービス事業所を利用できるようにする。	<p>規制所管省庁によれば、安易に高齢者デイサービスの利用で代替した場合には、障害者の立場に立ったサービスが提供されないおそれがある。</p> <p>調査報告により報告しているとおり、相互利用については、ケアの担当者から慎重論が多く見られるとともに、利用者や家族の一部からも慎重な意見が寄せられているところである。</p> <p>本件は、高齢者と障害者のケアという、人間の尊厳に関わる問題であり、極端な弊害がみられないからといって全国展開するという性格のものではなく、高齢者・障害者が、それぞれの心身の状況に応じて尊厳のある生活を送ることが可能となる手法等が確立した上で、はじめて全国展開が可能となるものと認識しているため、さらに一年程度の特区内における事業実施状況等を踏まえ、慎重に検討することが必要である。</p> <p>今国会で成立した改正介護保険法において、被保険者及び受給者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行うことになっており、デイサービスのみを制度上一般化することは困難である。</p> <p>とのことである。</p> <p>また、評価委員会においては、事業者が本特例措置の利用を求めても地元自治体が必ずしも積極的ではない例が見られることから、規制所管省庁は自治体が地域福祉計画や介護保険事業計画を作成する際などに併せて本特例措置の利用を促すことが必要ではないかとの意見も出されたところである。</p> <p>これらの点を踏まえ、規制所管省庁は、本年度中に本特例措置の有効な活用方策を検討し、実施すること。その上で、平成18年度上半期に再度評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>	平成18年度上半期	厚生労働省
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は、給食の外部搬入を行うことができる。	<p>規制所管省庁によれば、特区において適用された特例措置の実施状況に関するアンケート調査から、</p> <p>食物アレルギーに対するきめ細やかな対応や体調不良児等に対するきめ細やかな対応が行われなかった、と答えた市町村、保育施設、保育士及び保護者の数が多かった</p> <p>搬入元との委託内容に係る契約書を締結することや、入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を事前に搬入元に対し明示することとなっていたが、こうした要件についての遵守状況が悪かった</p> <p>等とのことであり、全国化については引き続き今回の調査結果を特区の実施市町村に情報提供し、取組の改善を促しつつ、実施施設を増やしてデータを再度収集した上で判断すべきものと考えたとのことである。</p> <p>これらの点を踏まえ、規制所管省庁は、規制所管省庁による取組の改善を促した結果も踏まえて、事業の実施状況について再度調査を行うこと。その上で、平成18年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>	平成18年度上半期	厚生労働省

925	日額単位を適用した施設訓練等支援事業	施設訓練等支援費について、月額単位で算定することとされているが、利用者のニーズに応じた複数のサービスを柔軟に提供できるように、日額単位で算定することを可能とする。	規制所管省庁によれば、障害者の自立と共生を柱とする法案の成立を前提に、障害福祉サービス体系について、障害種別等に応じた区分からサービスの機能に応じた区分へと再編を行うことを考えており、これによれば現行の施設訓練等支援事業、知的障害者地域生活支援事業ともに再編の対象となるため、報酬体系についても、施設訓練等支援事業、知的障害者地域生活支援事業のみを取り出して、報酬単位の日額化の全国展開をすることはできず、サービス体系全体の見直しの中で検討することが必要とのことである。第162回国会において障害者自立支援法案の審議が行われ、法案成立後速やかに新しい報酬体系を検討する予定であったが、同法案は審議未了により廃案となった。規制所管官庁では、今後国会の状況等を見極めながら、次の国会に再提出を目指すことになるとしている。	平成18年度上半期	厚生労働省
926	日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業	知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費について、月額単位で算定することとされているが、利用者のニーズに応じた複数のサービスを柔軟に提供できるように、日額単位で算定することを可能とする。	このため、規制所管省庁は、法案の再提出、審議に併せて本特例措置を全国展開する方向で速やかに検討し、新しい報酬体系の骨子が決定した段階で評価委員会に報告を行うこと。その上で平成18年度上半期に再度評価を行い、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行うこと。		
1205(1214)	重量物輸送効率化事業	重量物を輸送する特定の車両について、橋梁・高架の道路等を含まない経路を通行し、地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。	規制所管省庁によれば、平成17年度上半期調査時点においては、当該特例措置に基づく重量物輸送事業について問題は見られないが、まだ、現状においては運行実績も少なく、道路損傷の可能性等についてのデータが不足している、とのことである。また、平成15年10月に制度改正(バン型セミトレーラー等については道路運送車両の保安基準において車両総重量が従前の最大28tから36tに緩和。また、特殊車両通行許可制度においては連結車両総重量が従前の36t程度から最大44tに緩和)による全国的な規制緩和が行われている。これらの状況を考慮し、新たに認定される特区の状況も見つつ、平成18年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成18年度上半期	国土交通省
1206(1216)	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業	福祉有償運送について、使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。	本特例措置については、特例事業を実施するために当該地方公共団体を含む関係者による運営協議会での協議を経た上で、道路運送法第80条第1項の許可を受ける必要がある。しかし、規制所管省庁によれば、セダン型車両の場合全国展開された福祉車両以上に運営協議会での関係者の合意形成が困難。このため、本特例措置のよりよい全国展開のあり方を含め利用者にとって安全・安心・安定的なサービスとして全国に普及させるために、運行主体に対する実態調査、関係者等からのヒアリング等を行うとともに、関連する法制度との整合性を確保しつつ、福祉有償運送全体の仕組みの見直しを検討したいとのことである。このため、規制所管省庁は、必要な実態調査等を行い、福祉有償運送全体に係るより適切な仕組みについて検討し、平成17年度下半期の評価の時期にその検討状況について評価委員会に報告を行うこと。その上で同時期に再度評価を行い、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成17年度下半期	国土交通省

1304(1305)	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	再生利用認定制度(リサイクル対象品について、環境大臣認定により、廃棄物処理に係る業、施設の許可を不要とする枠組み)の対象品目を拡大する。(廃タイヤを製鉄原料として利用する場合、 廃木材(除湿の措置を講じたものに限る)を製鉄原料として利用する場合)	<p>廃木材を製鉄原料として利用する場合について、規制所管省庁によれば、運搬過程及び搬入後処理されるまでの間に、特に雨季において、廃木材の腐敗による生活環境保全上の支障の発生等が懸念されるが、現在の認定事例では、運用期間が短い上、収集対象の地域的範囲が限定されているため、これらの弊害の有無について十分に判断できない、とのことである。また、規制所管省庁によれば、現在の認定事例では、取り扱っている品質も限定的であり、実際に取り扱われているもの以外の薬剤処理された廃木材等の処理実績がないことから、薬剤処理された廃木材等を扱うことに伴う排ガスデータ等がなく、弊害の有無を判断できない、とのことである。</p> <p>このため、規制所管省庁は、廃木材を製鉄原料として利用する場合について、 広域的に収集する場合の木材の腐敗性に関する事項、 転炉で多種多様な木材(薬剤処理等されたもの)を活用した場合の生活環境保全上の支障の発生の有無に係る事項を調査し、平成18年度下半期の評価の時期までに弊害の有無を検証すること。その上で、平成18年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p> <p>なお、現在の認定特区における再生利用認定の申請手続きに関し、認定審査の標準処理期間(3ヶ月)は形式的に遵守されているものの、申請書類の受理までに長期間を要したことから、規制所管官庁は、再生利用認定に係る手続きを速やかに行うよう改善すること。</p>	平成18年度下半期	環境省
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、その地域内においてインターネットのみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると認める場合には、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限って、インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする。	<p>今回の総務省行政評価局の報告によると、本特例措置を活用している大学から、関連する規制に関する意見として、本特例措置を利用して大学等を設置する場合、校地及び校舎を自己保有する場合と同様に、校地及び校舎を借用する場合は3年分ではなく1年分の経常経費相当額の保有として欲しい旨の要望があったところである。このため、今後、本特例措置の全国展開に関する評価時期にこれについても併せて検討すること。</p>	本特例措置の全国展開に関する評価の時期	文部科学省